

知的財産権概論 第4回

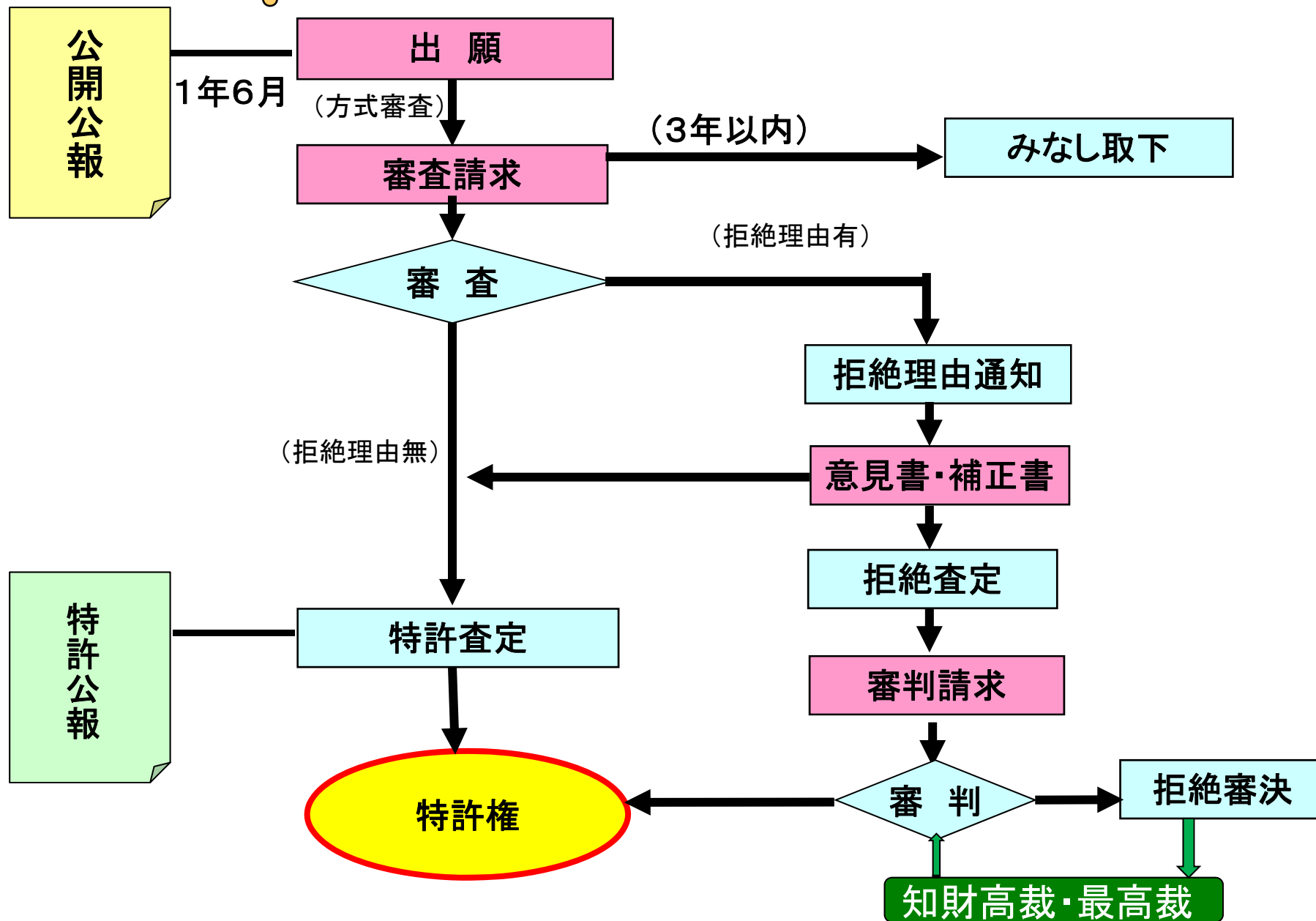
特許における「発明」とは？

たくみ特許事務所
弁理士 佐伯 裕子

特許における「発明」とは？

1. 特許法における「発明」の定義
2. 「発明」に該当しないもの
3. 「産業上利用することができる発明」とは
4. 特許を受けることができない「発明」
5. 特許法における「発明」のカテゴリー
6. 「発明」の種類

特許出願から特許権まで



特許を受けられる発明の条件

- ① 特許法上の発明である(§ 2)
産業上利用できる発明である(§ 29柱)
- ② 発明の単一性
- ③ 新規性
- ④ 進歩性
- ⑤ 先の出願がない (先願主義)
- ⑥ 明細書の記載要件に不備がない

発明と発見

発見

創作

発明

人の手が加わること

天然鉱石

野山の草花

自然現象

自然法則

分離・精製

培養・抽出

化学合成

品種改良

微生物

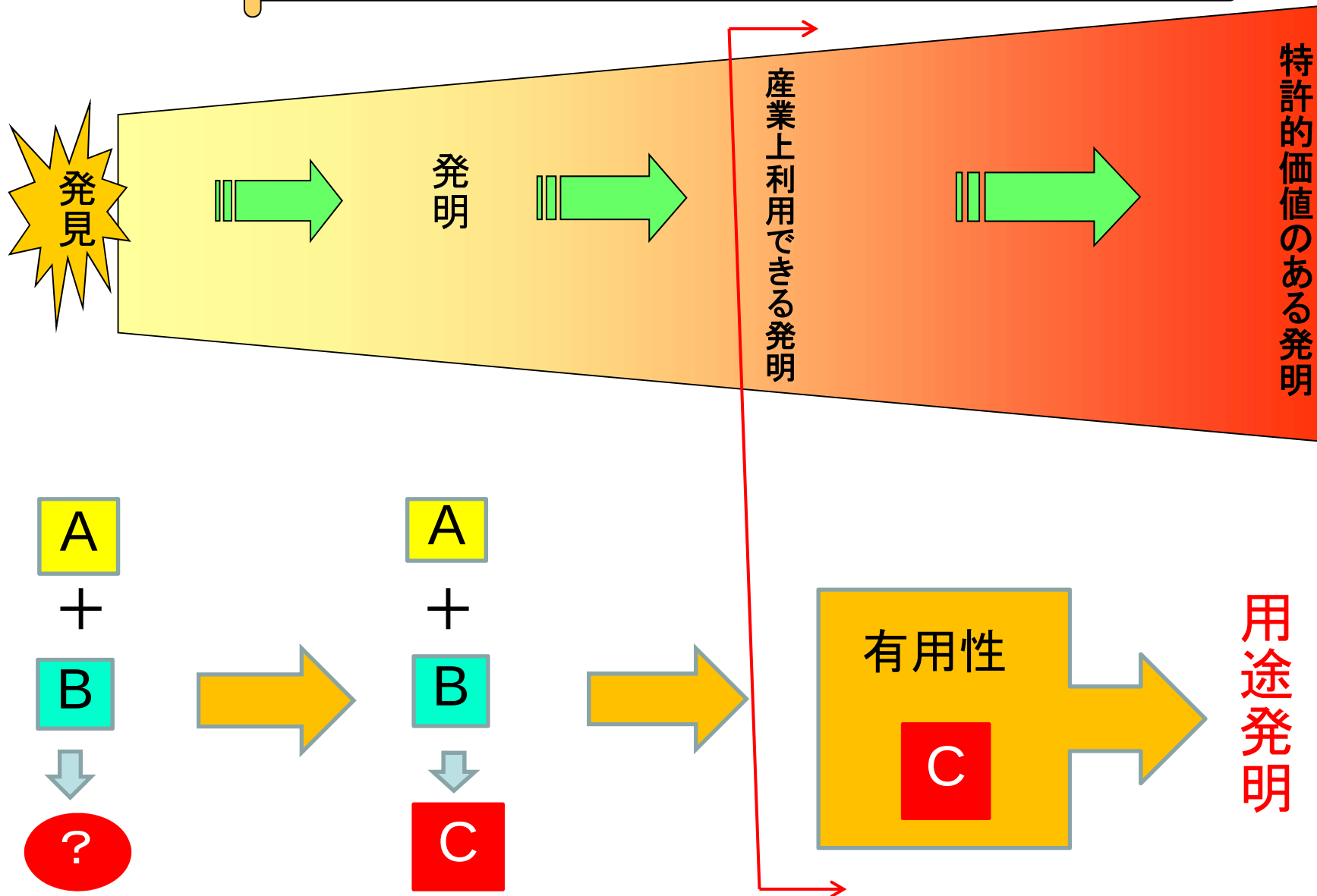
遺伝子

天然抽出物

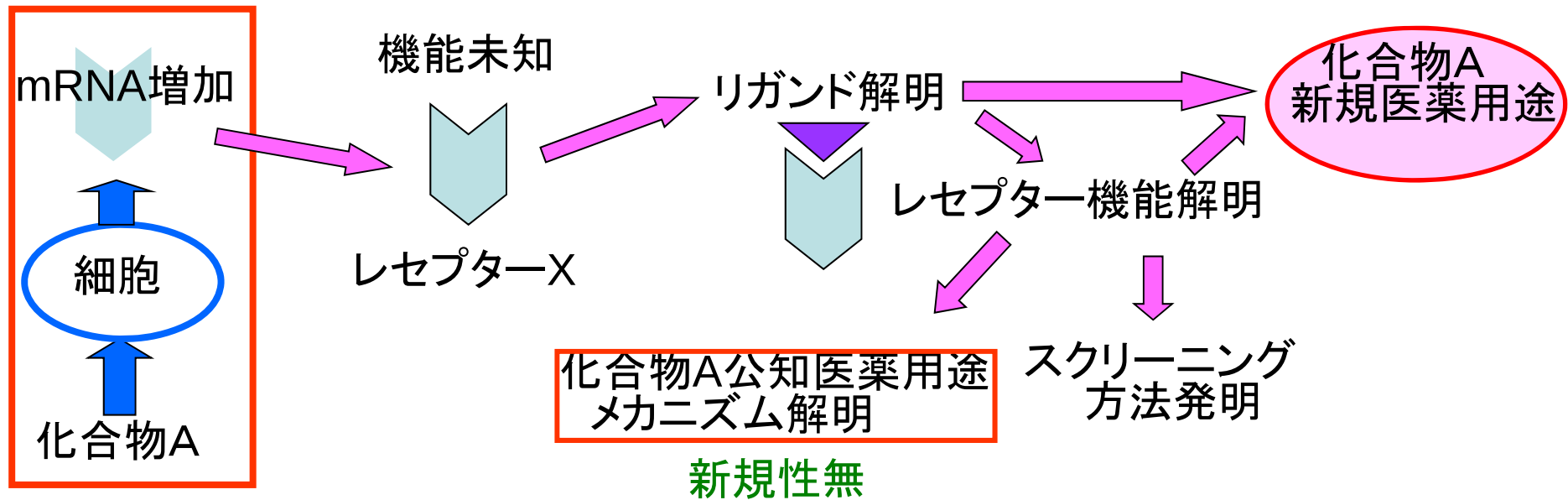
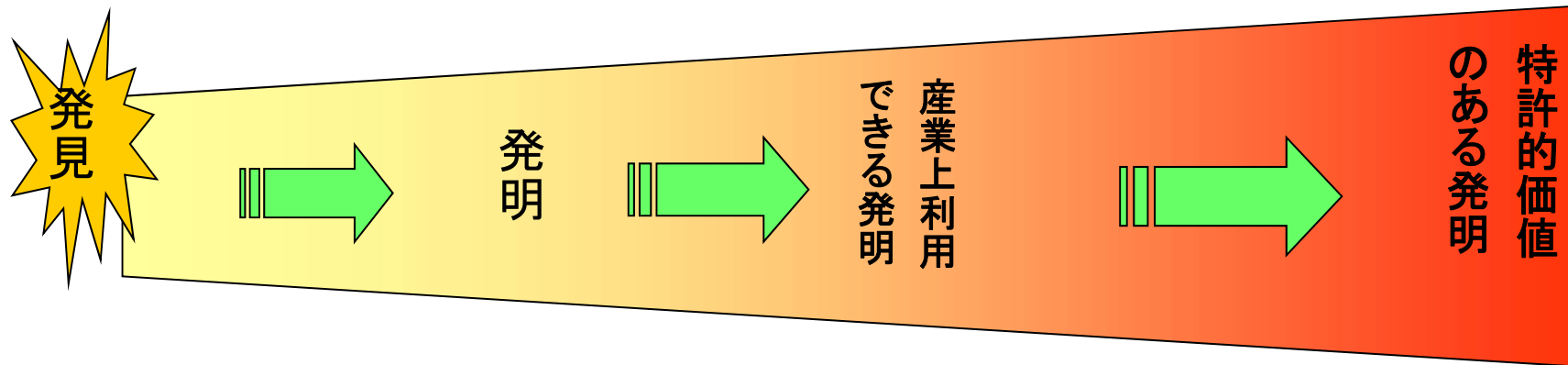
化学物質

品種改良植物

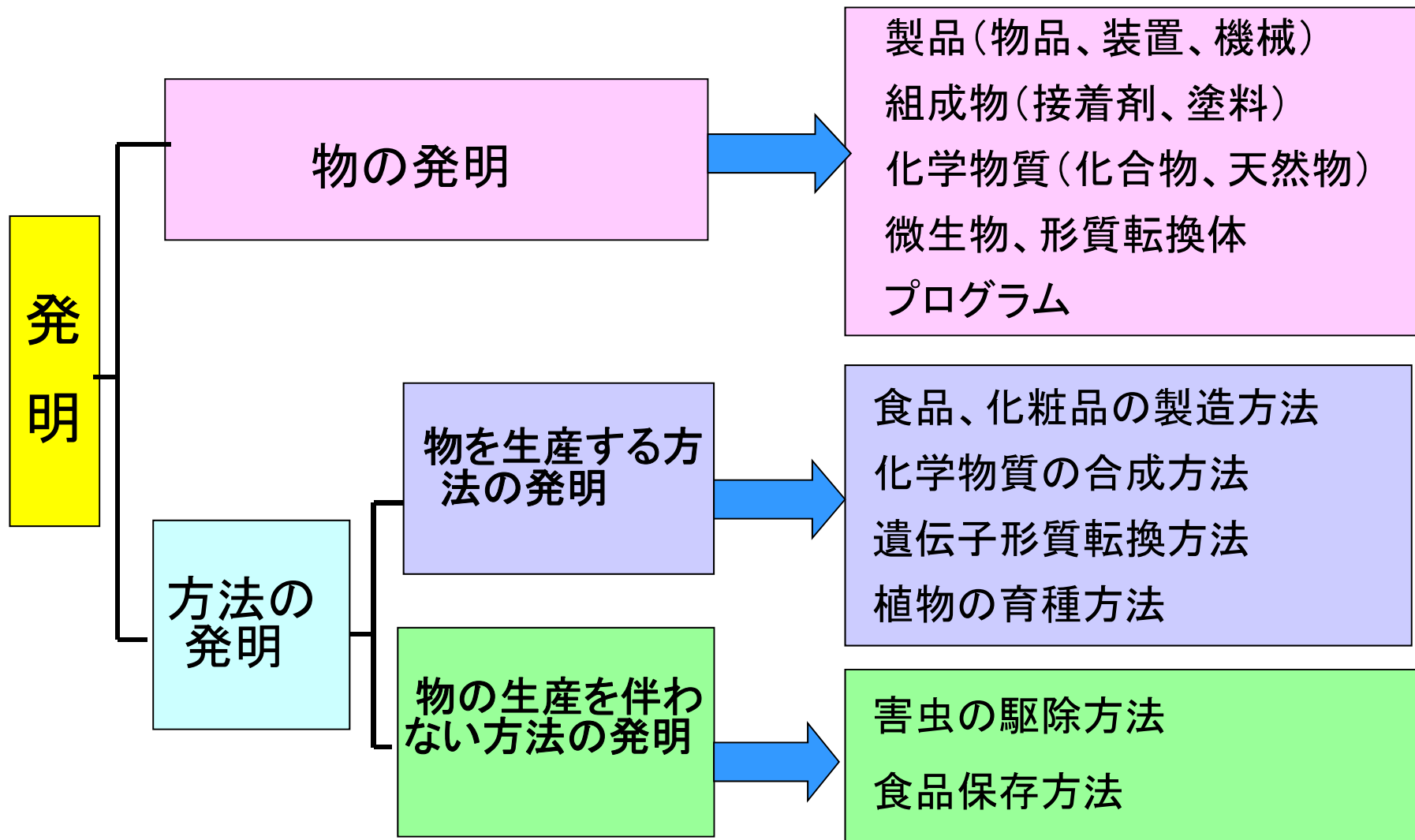
発見から特許的価値のある発明へ



発見から特許的価値のある発明へ(例)



発明のカテゴリーと発明の種類



練習問題1

- 次の中で「発明」又は「産業上利用することができる発明」とされないものはどれか？

- ①星座占い術
- ②ヒトゲノムから単離された成長ホルモン遺伝子
- ③竜巻発生予測のためのコンピュータープログラム
- ④恐竜の全長骨格のそろった化石
- ⑤相対性理論
- ⑥ピラミッドパワーによる食品保存方法
- ⑦薬草から抽出した植物エキス

練習問題2

- 次の発明のカテゴリーは「物」「生産方法」「他の方法」のいずれか？
 - ①大腸菌XYZ株。
 - ②大腸菌XYZ株を培養する工程を含む化合物Aの製造方法。
 - ③化合物Aを含む殺虫剤。
 - ④化合物Aを用いた殺虫方法。
 - ⑤化合物Bと化合物Cとを配合した接着剤。
 - ⑥化合物Bと化合物Cを配合する接着剤の製造方法。
 - ⑦化合物B及び化合物Cを用いる接着方法。

今日のポイント

1. 発見 ➡ 発明

➡ 産業上利用できる発明

(➡ 特許的価値のある発明)

2. 発明のカテゴリー

- ・ 物の発明

- ・ 方法の発明

- ・ 物を生産する方法

- ・ 生産を伴わない方法の発明